

一般社団法人コンクリートディレクター協会

定 款

第1章 総 則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人コンクリートディレクター協会と称する。

第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を岡山県岡山市に置く。

第3条（目的）

当法人は、コンクリート工事における施工管理や品質向上、業界全体の発展を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

（1）コンクリート技術者の育成・認定：施工管理技術者や現場責任者の技術向上を目指し、研修や試験などを通じて資格認定を行う。これにより、コンクリート工事の品質向上と技術の標準化を図る。

（2）技術基準や品質管理の推進：コンクリート工事の基準やガイドラインの整備を行い、現場での適切な施工管理が行われるよう支援する。これには、品質管理や安全基準の確立も含む。

（3）最新技術や知識の普及：セミナーや講習会、技術会議などを通じて、コンクリート工事に関する最新技術や知見を提供する。また、会員向けの情報発信を行い、業界全体の技術レベル向上を目指す。

（4）業界の発展と社会貢献：コンクリート工事業界の発展に寄与するとともに、社会的責任を果たすことを目的とする。具体的には、建設現場での環境配慮や持続可能な施工方法の普及などを通じて、社会に貢献することを目指す。

（5）その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条（公告の方法）

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

第5条（入社）

本会の会員は、次のとおり（以下併せて「会員」という）とする。

（1）特別会員 設立時社員である者、正会員の中から既に特別会員である者1名の

推薦を受け、社員総会の決議を得た者

(2) 正会員 本会の目的に賛同する者

(3) 賛助会員 本会の目的に賛同する者

2 前項の特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員及び賛助会員となるには、理事1名の推薦を受け、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第6条（経費等の負担）

会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 正会員及び賛助会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第7条（退社）

会員は、いつでも退会することができる。ただし、1ヵ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第8条（除名）

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第9条（会員の資格喪失）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき

(4) 破産手続きの開始の決定を受けたとき

(5) 正当な事由なく第6条の支払義務を1年以上滞納し、かつ、催告に応じないとき

(6) 除名されたとき

(7) 総社員の同意があったとき

第10条（会員資格の喪失の伴う権利及び義務）

前3条の場合において、社員が既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

第11条（開催）

定時社員総会は、毎年1月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

第12条（招集）

社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

第13条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

第14条（議決権）

社員は、各1個の議決権を有する。

第15条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第16条（総会の省略）

理事または社員が総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、総社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の場合には、社員総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第17条（議事録）

社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を書面又は電磁的記録により作成し、議長がこれに記名押印し、10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

第18条（役員）

当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事2名以上

(2) 監事1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

第19条（選任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

第20条（任期）

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第21条（理事の職務及び権限）

理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

第22条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第23条（解任）

理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

第24条（報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 計 算

第25条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とする。

第26条（事業計画及び収支予算）

当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

第6章 附 則

第27条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。

令和6年12月25日設立
令和7年6月9日変更